

議案第 5 4 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定
について

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 10 月 12 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

保育園及び幼稚園を再編し、丹比幼稚園及び恵我之荘幼稚園並びに向野保育園を新たに設置する向野こども園に統合するとともに、通園する児童が著しく減少している西浦東幼稚園を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例(平成 29 年羽曳野市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

羽曳野市立向野こども園	羽曳野市向野 523 番地
-------------	---------------

第 3 条の表羽曳野市立丹比幼稚園の項、羽曳野市立恵我之荘幼稚園の項及び羽曳野市立西浦東幼稚園の項を削る。

第 4 条の表羽曳野市立向野保育園の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第 3 条の羽曳野市立丹比幼稚園及び羽曳野市立恵我之荘幼稚園の入園について羽曳野市教育委員会の許可を受けている子どもの保護者及び改正前の第 4 条の羽曳野市立向野保育園の入園について市長の許可を受けている子どもの保護者は、この条例の施行の日において、羽曳野市立向野こども園の入園に係る市長の許可を受けたものとみなす。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例 新旧対照表

新	旧																						
<p>(認定こども園の設置)</p> <p>第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を次のとおり設置する。</p>	<p>(認定こども園の設置)</p> <p>第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を次のとおり設置する。</p>																						
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>羽曳野市立向野こども園</u></td> <td><u>羽曳野市向野523番地</u></td> </tr> </table>	名称	位置	省略		<u>羽曳野市立向野こども園</u>	<u>羽曳野市向野523番地</u>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名称	位置	省略													
名称	位置																						
省略																							
<u>羽曳野市立向野こども園</u>	<u>羽曳野市向野523番地</u>																						
名称	位置																						
省略																							
<p>(幼稚園の設置)</p> <p>第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p>	<p>(幼稚園の設置)</p> <p>第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p>																						
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	名称	位置	省略		省略		省略		<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>羽曳野市立丹比幼稚園</u></td> <td><u>羽曳野市郡戸255番地の1</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>羽曳野市立恵我之荘幼稚園</u></td> <td><u>羽曳野市南恵我之荘6丁目14番11号</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>羽曳野市立西浦東幼稚園</u></td> <td><u>羽曳野市広瀬97番地の1</u></td> </tr> </table>	名称	位置	省略		<u>羽曳野市立丹比幼稚園</u>	<u>羽曳野市郡戸255番地の1</u>	省略		<u>羽曳野市立恵我之荘幼稚園</u>	<u>羽曳野市南恵我之荘6丁目14番11号</u>	省略		<u>羽曳野市立西浦東幼稚園</u>	<u>羽曳野市広瀬97番地の1</u>
名称	位置																						
省略																							
省略																							
省略																							
名称	位置																						
省略																							
<u>羽曳野市立丹比幼稚園</u>	<u>羽曳野市郡戸255番地の1</u>																						
省略																							
<u>羽曳野市立恵我之荘幼稚園</u>	<u>羽曳野市南恵我之荘6丁目14番11号</u>																						
省略																							
<u>羽曳野市立西浦東幼稚園</u>	<u>羽曳野市広瀬97番地の1</u>																						
<p>(保育園の設置)</p> <p>第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育園」という。)を次のとおり設置する。</p>	<p>(保育園の設置)</p> <p>第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育園」という。)を次のとおり設置する。</p>																						
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	名称	位置	省略		<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>羽曳野市立向野保育園</u></td> <td><u>羽曳野市向野523番地</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	名称	位置	省略		<u>羽曳野市立向野保育園</u>	<u>羽曳野市向野523番地</u>	省略											
名称	位置																						
省略																							
名称	位置																						
省略																							
<u>羽曳野市立向野保育園</u>	<u>羽曳野市向野523番地</u>																						
省略																							
<p>以下省略</p>	<p>以下省略</p>																						